

農薬販売者の手引き (概略版)

令和3年12月
岐阜県病害虫防除所

目次

農薬の販売にあたって

資料編

- ・ 農薬販売に関する事務取扱行政機関

- ・ 農薬販売の届出に係る様式

農薬販売届	様式第1号
農薬販売届（変更）	様式第1号の2
農薬販売届（廃止）	様式第1号の3
農薬販売添付書	様式第2号

- ・ 農薬受払帳の参考様式

農薬の販売にあたって

1 届出

農薬取締行政の基本は、農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を確保することにあります。

農薬販売者は、定められた様式（様式第1号）により、販売所ごとに都道府県知事に届出が義務づけられています。

なお、本県では届出後に、販売所ごとに「農薬販売届出済証」が発行されます。

○届出に必要な書類一覧（提出先：病虫害防除所）

届出の種類		様式 第1号	様式 第1号 の2	様式 第1号 の3	様式 第2号 (添付書)	旧届出 済証の 添付	届出時期 ※1
新規	・販売を開始	○			○		開始日まで
	・販売所の増設	○			○		2週間以内
変更	・申請者の氏名※2						
	・申請者の住所 ・販売所の名称 ・販売所の住所		○		(○) ※3	○ ※4	
廃止	・販売の中止						
	・会社統合など別法人となる場合 ・個人→法人に替わる場合 ※5			○		○ ※4	

※1：届出が遅れた場合は、遅延理由書（様式自由）を添付すること。

※2：個人商店において代表者が替わる場合は、旧代表者名で廃止届を提出したのち、新代表者名で新規届を行うこと。

※3：住所および販売に関する内容に変更が生じた場合に添付すること。

※4：旧農薬届出済証の原本を紛失した場合は、届出済証紛失届（様式自由）を添付すること。

※5：個人から法人となる場合は、個人で廃止届を行ったのち、法人として新規届を行うこと。

2 届出様式の記載要領等

届出にあたっては、以下の事項に従って所定の様式に記入し、正本1部を病虫害防除所まで提出してください。

提出先		提出方法
岐阜・西濃・中濃・東濃地域	飛騨地域	
岐阜県病虫害防除所(本所) 〒501-1152 岐阜市又丸 729-1 農業技術センター内 TEL (058) 239-3161(直) (飛騨地域の届出も受け付けます)	岐阜県病虫害防除所飛騨支所 〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内 TEL (0577) 33-1111(代)	郵送 持参

(1) 農薬販売届（新規および販売所の増設）（様式第1号および様式第2号）

新規に農薬販売を開始する場合に、販売所ごとに届出を行います。また、販売所を増設した場合も新規の届出に準じます。

(ア) 申請者の住所および氏名

申請者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）。電話番号等を記入します（押印は必要ありません）。

(イ) 販売を行う販売所所在地、販売所名、電話番号等を記入します。

(ウ) 農薬販売開始年月日欄に、販売を開始する年月日を記入します。

(エ) 農薬販売届添付書（様式第2号）

販売所の業務区分、農薬保管状況等を記入し、販売届に添付します。

申請者の住所、氏名および販売を行う販売所名を記入し、該当項目を○で囲みます。

○新規に農薬販売を開始する場合

<法人の場合>（例）

申請者	住所	岐阜市藪田南2-1-1
	氏名	株式会社 ○○○○ 代表取締役 岐阜 太郎
（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
	郵便番号	500-8570
	電話番号	（ 058 ） 272 - 1111

<個人の場合>（例）

申請者	住所	岐阜市藪田南2-1-1
	氏名	岐阜 太郎
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
	郵便番号	500-8570
	電話番号	（ 058 ） 272 - 1111

(2) 農薬販売届（変更）（様式第1号の2）

現在、届出を行っている内容に変更があった場合に届出を行います。

(ア) 各項目については、<変更前>に（1）新規の場合と同様に記入し、変更のない項目については、<変更後>に「変更なし」と記入します。

(イ) 変更の項目については、<変更前>と<変更後>を併記します。

(ウ) 発行されている農薬販売届出済証（原本）を添付します。

(エ) 販売所所在地が変更となった場合は、農薬販売届添付所（様式第2号）を添付します。

○販売所名が変更になる場合（例）

販売所所在地	<変更前>	岐阜市藪田南2-1-1
	<変更後>	変更なし
販売所名	<変更前>	株式会社〇〇〇〇 岐阜県庁前店
	<変更後>	株式会社〇〇〇〇 岐阜支店
	郵便番号	500-8570
	電話番号	(058) 272-1111
(農薬販売届出済証番号)		
第 〇〇〇〇 号		

(3) 農薬販売届（廃止）（様式第1号の3）

農薬の販売を中止する場合に届出を行います。

(ア) 各項目については、(1) 新規の場合に準じます。

(イ) 販売を廃止した販売所所在地、販売所名、農薬販売届出済証番号等を記入します。

(ウ) 販売を廃止した年月日を記入します。

(エ) 発行されている農薬販売届出済証（原本）を添付します。

(4) 農薬販売届（再発行）

農薬販売届出済証を紛失した場合、農薬販売届（変更）（様式第1号の2）を以下のように修正し、届出済証紛失届を添付して届出を行います。

(ア) 各項目については、(2) 変更の場合に準じます。

(イ) 届出書の表題を「~~(変更)~~再発行」と修正します。

(ウ) 変更の項目については、<変更前>には現在の届出内容を記入し、<変更後>には「変更なし」と記入します。

○再発行の場合（例） *再発行の場合は、<変更後>に「変更なし」と記入

農薬販売届（変更）再発行		
~~~~~		
販売所名	<変更前>	株式会社〇〇〇〇 岐阜県庁前店
	<変更後>	変更なし

○届出済証紛失届（任意様式で、以下のことを記載して提出願います）

① 紛失理由
② 今後、紛失しないことを明記
③ 代表者名称及び代表者印の押印
④ 提出日

3 帳簿の備え付けおよび記帳

農薬販売者は、農薬取締法に基づき帳簿（受払簿）の備え付けが義務づけられています。帳簿には、全ての農薬（普通物、毒物、劇物を問わず）について、種類ごとに受入数量および払出数量を記載しなければなりません。

帳簿はその日ごとに記入し、少なくとも3年間は保存する必要があります。

取り扱い商品について、一度確認してください！！

(紛らわしい商品)

家庭用の除草剤、家庭菜園用の殺虫剤・殺菌剤、ハンドスプレー式の殺虫剤（衛生害虫用を除く）・・・など

農林水産省の登録農薬には、

「農林水産省登録第〇〇〇〇号」と登録番号が入っています。

### (1) 農薬受払帳の例

以下の様式は参考様式であり、必要な情報が管理できれば、様式・方法は問いません。

(例) POSシステム、パソコンの表計算ソフト、商用帳簿、大学ノートで手書き管理など

品目	スミチオン乳剤※1	規格	500ml	数量単位		コード	
----	-----------	----	-------	------	--	-----	--

月日	受入・払出先	受入数量	払出数量	残高※2	在庫数量	備考
9. 1	〇〇商会(株)	10		10		
. 5	売上		2	8		
. 10	売上		3	5		
10. 1	売上		1	4		
. 2	店内で使用 ※3		1	3		店内の園芸商品に使用
. 5	〇〇商会(株)	7		10		
11. 1					10	棚卸・倉庫保管

※1：農薬の種類・規格ごとに管理し、品目ごとに数量を把握できるようにする。

※2：品目ごとに残高数を帳簿上で管理し、実際の数量と照合する。

※3：帳簿の目的は数量管理であるため、店内での使用や無償譲渡した場合についても記録が必要。

### (2) 水質汚濁性農薬の販売に関して

シマジン剤(除草剤)は、水質汚濁性農薬として指定されています。これらの農薬は譲渡先および譲渡数量を記録する必要があります。

品目	シマジン	規格	100g	数量単位		コード	
----	------	----	------	------	--	-----	--

月日	受入・払出先	受入数量	払出数量	残高	在庫数量	備考
9. 1	〇〇商会(株)	10		10		
. 5	岐阜太郎(売上)		2	8		岐阜市〇〇〇
. 10	大垣次郎(売上)		3	5		大垣市〇〇〇
10. 1	〇〇商会(株)	5		10		

毒物、劇物の譲渡書と同様に、購入者に記入してもらっても構いません（押印は必要ありません）。

(作成例)

**シマジン譲受書**

譲受年月日 令和 3 年 9 月 5 日  
譲受人氏名 **岐阜 太郎**  
住所 **岐阜市藪田南 2-1-1**  
譲渡数量 4 袋 (400g)

(毒物、劇物の譲受書を流用してもよい)

**水質汚濁性農薬とは、**

一定の地域でまとまって使用すると水質を汚濁するおそれが高い農薬は、水質汚濁性農薬として指定されています。都道府県によっては、使用地域が制限されている場合があります。

現在、登録されている水質汚濁性農薬：シマジン剤 (令和3年4月現在)

なお、以前指定されていた「マリックス乳剤」は、平成24年3月から販売禁止となり農薬として使用できませんのでご注意ください。

**(3) 毒物、劇物に該当する農薬の販売に関して**

毒物および劇物に該当する農薬の販売に関しては、毒物及び劇物取締法に基づき、以下の記録を書面で5年間保存する必要があります。

(ア) 毒物又は劇物の名称及び数量

(イ) 販売又は授与の年月日

(ウ) 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地）

- ・業者間への取引  
販売側で書面に所定事項を記入すればよい。
- ・使用者への販売  
購入者が所定の事項を記入し、押印する。

**毒物及び劇物譲受書**

毒物又は劇物の名称 **ネマキック液剤**  
譲受年月日 令和 3 年 9 月 5 日  
譲受人氏名 **岐阜 太郎**  
住所 **岐阜市藪田南 2-1-1**  
職業 **農業従事者**

印

譲受数量 2 本 (500mL)

# 資 料 編

○ 農薬販売に関する事務取扱行政機関

○ 農薬販売の届出に係る様式

農薬販売届	様式第1号
農薬販売届（変更）	様式第1号の2
農薬販売届（廃止）	様式第1号の3
農薬販売添付書	様式第2号

○ 農薬受払帳の参考様式



## 農薬販売に関する事務取扱行政機関

- 1 病害虫防除所 農薬取締法関係の事務を取り扱う  
 事務内容 ①農薬販売者の届出受理に関する事務  
 ②農薬販売者の業務報告徴収に関する事務  
 ③農薬販売者の指導取締（立入調査）に関する事務  
 ④農薬販売者の研修会など指導に関する事務
- 2 保健所  
 事務内容 毒物及び劇物取締法関係の事務を取り扱う  
 ①毒物劇物営業所の登録に関する事務  
 ②毒物劇物営業所の報告徴収に関する事務  
 ③毒物劇物営業所の指導取締に関する事務
- 3 所轄区域及び機関名

区域 \ 機関	保 健 所	病 害 虫 防 除 所
岐阜市	岐阜市保健所 TEL(058)252-7197 岐阜市都通 2-19	病害虫防除所（本所）  岐阜市又丸 729-1 農業技術センター内  TEL(058)239-3161（直）  ※飛騨地域の届出も受け ます。
羽島市・各務原市・ 羽島郡	岐阜保健所 TEL(058)380-3003 各務原市那加不動丘 1-1	
本巣市・瑞穂市・ 山県市・本巣郡	岐阜保健所本巣・山県センター TEL(058)213-7268 岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 6階	
大垣市・海津市・ 養老郡・不破郡・ 安八郡	西濃保健所 TEL(0584)73-1111 大垣市江崎町 422-3	
揖斐郡	西濃保健所揖斐センター TEL(0585)23-1111 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1	
関市・美濃市	関保健所 TEL(0575)33-4011 美濃市生櫛 1612-2	
郡上市	関保健所郡上センター TEL(0575)67-1111 郡上市八幡町初音 1727-2	
美濃加茂市・可児市・ 加茂郡・可児郡	可茂保健所 TEL(0574)25-3111 美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1	
多治見市・瑞浪市・ 土岐市	東濃保健所 TEL(0572)23-1111 多治見市上野町 5-68-1	
中津川市・恵那市	恵那保健所 TEL(0573)26-1111 恵那市長島町正家後田 1067-71	
高山市・飛騨市・ 大野郡	飛騨保健所 TEL(0577)33-1111 高山市上岡本町 7-468	
下呂市	飛騨保健所下呂センター TEL(0576)52-3111 下呂市萩原町羽根 2605-1	

農薬販売届(新規)

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)

郵便番号

電話番号 ( ) ー

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称

販売所所在地

販 売 所 名

郵便番号

電話番号 ( ) ー

2 農薬販売開始年月日

令和 年 月 日

(日本工業規格A4)

- 「1 販売所の所在地及び名称」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。
- 様式第2号「農薬販売届添付書」を添付すること。

農薬販売届(変更)

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所 <フリガナ>

<フリガナ>

氏名 <フリガナ>

<フリガナ>

(法人の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名)

郵便番号

電話番号 ( ) ー

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地及び名称

販売所所在地 <フリガナ>

<フリガナ>

販売所名 <フリガナ>

<フリガナ>

郵便番号

電話番号 ( ) ー

(農薬販売届出済証番号)

2 農薬販売を変更した年月日

令和 年 月 日

(日本工業規格A4)

- 「1 販売所の所在地及び名称」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。
- 様式第2号「農薬販売届添付書」の内容に変更がある場合は添付すること。
- 変更前の「農薬販売届出済証」を添付のこと。

農薬販売届(廃止)

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合にあってはその名称及び代表者の氏名)

郵便番号

電話番号 ( ) ー

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止した販売所の所在地及び名称

販売所所在地

販 売 所 名

郵便番号

電話番号 ( ) ー

(農薬販売届出済証番号)

2 農薬販売を廃止した年月日

令和 年 月 日

(日本工業規格A4)

1 廃止した「農薬販売届出済証」を添付のこと。

# 農薬販売届 添付書

申請者住所

申請者氏名

販売所名

## 1 業種区分

- |           |              |             |          |
|-----------|--------------|-------------|----------|
| (1) 全農本部  | (2) 農協       | (3) 森林組合    | (4) 農薬卸売 |
| (5) 園芸店   | (6) 生花店      | (7) 薬局      | (8) 薬店   |
| (9) 薬品卸売  | (10) 種苗商     | (11) 肥料商    | (12) 植木店 |
| (13) スーパー | (14) ホームセンター | (15) その他( ) |          |

## 2 農薬の保管管理の状態

### (1) 倉庫の状態

- |                   |        |         |
|-------------------|--------|---------|
| ア. カギ             | 有      | 無       |
| イ. 他物質との区別        | 区別している | 区別していない |
| ウ. 農薬専用保管庫        | 有      | 無       |
| (農薬専用保管庫がある場合) カギ | 有      | 無       |

### (2) 店舗における陳列状態

- |                |        |         |
|----------------|--------|---------|
| ア. (ア) ケース内 カギ | 有      | 無       |
| (イ) スチール等の棚    |        |         |
| (ウ) その他( )     |        |         |
| イ. 食品との分離      | 分離している | 分離していない |

## 3 その他

- |                   |         |        |
|-------------------|---------|--------|
| (1) 卸売又は小売の別      | 卸売      | 小売     |
| (2) 毒物・劇物販売業登録    | 有       | 無      |
| (3) 販売農薬の種類       | 家庭園芸用のみ | 農業用を含む |
| (4) 土着天敵の増殖       | 有       | 無      |
| (5) 増殖された土着天敵の取扱い | 有       | 無      |

## 4 営業所所在地略図



